平成２２年（フ）第２２９号
宮崎県延岡市北川町川内名5923番地19
債務者　矢野　美和
1　決定年月日時　平成22年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第２３２号
宮崎県日向市大字財光寺1305番地４
債務者　山田　弥生
1　決定年月日時　平成22年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第２３３号
宮崎県日向市大字塩見2330番地
債務者　黒木　伸治
1　決定年月日時　平成22年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第４１７号
鹿児島県日置市吹上町中原2836番地
債務者　久保　洋彦
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第４４３号
鹿児島県鹿児島市加治屋町７番８―202号
債務者　小川　康平
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１９１号
長野県東御市県429番地７　サンリトル一之瀬７号、前住所長野市大字小島657番地６
債務者　石澤　辰吉
1　決定年月日時　平成22年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第１９４号
長野県上田市中之条1400番地３
債務者　瀧澤　才子（旧姓洞口）
1　決定年月日時　平成22年10月19日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第３３０号
兵庫県明石市魚住町錦が丘１丁目11番地の34、旧住所兵庫県明石市魚住町清水607番地の２　グローバル魚住Ⅱ810号
債務者　長谷場雅孝
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第３３６号
神戸市西区伊川谷町有瀬1555番地の７　306号
債務者　西山喜代子
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第３４８号
神戸市西区池上２丁目33番地の１グリーンハイツ206号
債務者　尾崎　義治
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第３５３号
神戸市西区玉津町居住87番地の１サングリーンハイツ202号
債務者　齋藤　裕美
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第３６３号
兵庫県明石市魚住町清水353番地の19　県住３棟202号、旧住所兵庫県加古川市上荘町都台３丁目15番地の10
債務者　平林　　諭
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第３７７号
神戸市西区持子３丁目50番地の４
債務者　今村　信之
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第３８５号
神戸市西区桜が丘西町３丁目７番地の14、旧住所大阪府門真市北岸和田２丁目１番32号
債務者　藤田　智奈（旧姓竹内）
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第３８７号
神戸市西区竜が岡４丁目６番地の１　県住406号
債務者　坂田　博美
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第３４３号
奈良市学園大和町６丁目1542番地の392　318号
債務者　山口　洋子
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第４７１号
奈良市西大寺本町８番24号　光優マンション303号
債務者　東　　広樹
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
奈良地方裁判所